平成２２年（フ）第４１４号
宮崎市波島２丁目15番10号
債務者　川端　亜矢（旧姓米一）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０４号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5011番地２
中原団地Ｂ―54号
債務者　内田輝美枝
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１０号
宮崎県都城市菓子野町10664番地３
債務者　竹田　依子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５００号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目12番38―25号
債務者　内薗眞砂子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
鹿児島県鹿児島市南郡元町２番33号南郡元ハイツ401号
債務者　眞正　照晃
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目24番11号スピカ33―105号
債務者　田川恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番７―402号
債務者　上村みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字糸木名1290番地
債務者　河島　博文
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第３５２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1152番地の１
オアシス　スカイマンション仲里210
債務者　嶺井　　弘
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９０号
兵庫県明石市別所町12―13
債務者　杉　　至博
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
兵庫県明石市東藤江１丁目13番50号　ウエスト明石101号、旧住所兵庫県明石市東藤江２丁目12番４号
債務者　十河　　智
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
兵庫県明石市大蔵谷字清水638番地の81
債務者　谷口　篤司
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４―１―1101号
債務者　河野　由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の１―41棟302号、旧住所兵庫県明石市大久保町大窪1584番地の８
債務者　政保　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
神戸市西区櫨谷町寺谷1242番地の618
債務者　髙橋　敦彦
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
神戸市西区北別府４丁目15番地の４　クレアトゥール203号
債務者　別府　　渉
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
神戸市西区北別府４丁目15番地の４　クレアトゥール203号
債務者　別府多嘉子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
兵庫県明石市林崎町３丁目502番地の２　明石林崎第２鉄筋１―103号
債務者　竹林　　直
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係